

(別紙)

## 国籍法11条1項に関する

弁護団アンケートに寄せられた声から (回答497名)

### 居住国の国籍がないと困ること

(1) 居住国での就労の機会や社会保障(年金、教育機関の授業料免除や奨学金)、相続などの場面で不利になることがある。税金を納めているけれども参政権はないので、自分の暮らしに直接影響する政策決定にもかかわれない。

(2) 在留資格も不安定。永住権や永住資格を取れたとしても、何年かおきに更新が必要だったり一定期間を超えて居住国を離れると喪失させられてしまったり、最悪の場合には強制送還の対象になったり、国際情勢次第で再入国が制限されて生活基盤が失われることさえあり得る。(日本でもコロナ・パンデミックで、永住外国人が出国すると再入国が認められなくなることが問題になった。)

(3) 国際結婚家族の場合、家族に共通する国籍がないと、家族が離れ離れになるおそれもある。それを避けるため、居住国の国籍を取る必要がある。

たとえば、日本国籍の女性が外国籍の男性と結婚して夫の国に移住して、子どもが生まれた場合で、その外国が、自国民と結婚した外国人に国籍を与えるという制度を持っていないとすると、父と子にはその外国籍が、母と子には日本国籍が、それぞれ共通の国籍ということになる。この場合、家族で共通の国籍を持つとすると、母親がその外国籍を取得するのが最も現実的。また、同じケースで離婚することになった場合、母親がその外国の国籍を取得していないと、在留資格が一気に不安定になって親権や面会交流権を確保するうえで不利な立場においこまれるなど、一層深刻な事態に陥ってしまう。

(4) 日本で暮らす親の介護のために日本に帰国しなくてはならなくなったときも、問題が生じる。居住国の永住権・永住資格を失わないですむ期間だけ日本に帰国するつもりだったのに、介護のための突発的な事情が生じてその期間内に居住国にもどれなかったら、永住権・永住資格は失われてしまう。

(5) 親を居住国に呼び寄せて介護もふくめて一緒に暮らそうと考えたときや、配偶者を呼び寄せたいと考えたときも、居住国の国籍がないと簡単にはできない。 などなど。

国籍を取得すれば解消できるこういった「ハンディ」を抱え続ける日本国籍者は、不可思議な存在だとみなされることが多々あるようです。

### 日本国籍がないと困ること

(1) 外国で暮らしていても自分は日本国民でありたいと考えている人、日本国民として生き続けたいと考えている人にとって、日本国籍はけっして捨て去ることのできない、アイデンティティに深く関わるもの。それを断ち切られてしまう。

(2) 今は外国で暮らしているからといって、永遠に外国で暮らしつづけるとは限らない。いずれ日本に帰国することになった場合、外国人として日本に入国し、暮らさなくてはならなくなる。 などなど。

参考「海外居住日本人が直面する国籍法11条1項の壁」

武田里子(東洋大学「国際地域学研究」)